明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三〇〇）　二
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇一）　四
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇二）　五

〔告　示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁四八）　五
○日本国に帰化を許可する件（法務一八一）　六
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産一八六五）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（同一八六六）　七
○野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件（同一八六七）　七
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第六項の規定に基づき対象施設の敷地等の指定を解除する件（国土交通一〇七三）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一〇七四）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一〇七五）　八
○道路に関する件（九州地方整備局九七～九九）　九

〔国会事項〕

内閣　文部科学省　九

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
国家試験　一〇
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁
財団、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続変更、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇

会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三〇〇号）（復興庁）

一　復興庁組織令の一部改正
復興局の名称、位置及び管轄区域を定めることとした。（第四条関係）

二　東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正
1　復興推進計画等を作成できる地方公共団体の範囲について定めることとした。（第二条関係）
2　認定復興推進計画に係る課税の特例等の対象区域について定めることとした。（第五条関係）

三　福島復興再生特別措置法施行令の一部改正関係
1　主として次に掲げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設を福島農林水産業振興施設とすることとした。（第一条関係）
㈠　福島復興再生特別措置法（平成二四年法律第二五号）第七条第四項第一号イに規定する実施区域において農林水産物を生産する事業
㈡　福島農林水産物（㈠に掲げる事業により生産された農林水産物をいう。以下同じ。）を加工する事業
㈢　福島農林水産物又はその加工品を販売する事業
㈣　福島農林水産物を調理して供与する事業
㈤　福島農林水産物に由来するエネルギー源を電気に変換する事業
2　次に掲げる者は、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合でも農用地利用集積等促進計画に基づく所有権の移転を受けることができることとした。（第二八条関係）
㈠　農地法（昭和二七年法律第二二九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に賃借権の設定等を行うため賃借権の設定等を受ける当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主